

議事要旨(3)実務対応専門委員会における検討状況について

冒頭、逆瀬副委員長（専門委員長）より、平成19年6月15日の第130回企業会計基準委員会において、関連会社の会計方針について、現在の統一することが望ましいとする取扱いを、原則として統一するとした取扱いに改めるための検討を行うこととされたことを踏まえ、実務対応専門委員会において具体的な検討の作業を進めている旨の説明がなされた。

引き続き、中根研究員より、専門委員会では原則として統一するとした取扱いに加え、実務上の負担に配慮をすべきとする意見を踏まえ、当面の取扱いも検討されている旨の説明があり、当面の取扱いを示す「実務対応報告とする文案のたたき台」等に基づいて、専門委員会での検討状況の説明がなされた。事務局からの説明の後、委員からは主に次のような意見があった。

- ・ 実務上の負担に配慮をし、当面の取扱いを置くこととする文案に対して、国際的な会計基準では例外なく統一を行っているのであり、日本も特段の事情がない限り、同様に当面の取扱いは不要とすべきではないか。
- ・ 文案で示された当面の取扱いでは、自己と同等以上の重要な影響力を有する株主や他の支配株主が存在するときには、一律に統一しないことに合理的な理由がある場合にあたるとしているが、こうした場合でも統一が困難とまではいえない状況があり、文案のように画一的な定めをおくことは問題ではないか。
- ・ 文案は実務上の負担に配慮を行った当面の取扱いであるため、事務局が提示した適用時期である平成22年4月以後開始する連結事業年度よりも早い時期に適用できるのではないかと。また、東京合意を踏まえた国際財務報告基準（IFRS）とのコンバージェンス等を考慮しても、事務局案の適用時期では遅すぎるのではないかと。
- ・ 原則として統一することとした場合、連結財務諸表原則を改正することも考えられるが、連結財務諸表原則には、資本の部の定めを純資産の部の定めに変えるなど、修正すべき点が多々あるため、これを機に連結財務諸表原則全体について見直しを行ってはどうか。

以上の意見を踏まえ、統一を求める場合にどのような実務上の負担等が生じるかを慎重に検討しながら、専門委員会において引き続き検討することされた。

以上